

令和7年度区画漁業権途中免許に係る海区漁場計画（変更）作成基準

令和7年2月4日制定

第1 趣旨

令和7年度の区画漁業権の途中免許に係る海区漁場計画（変更）の作成については、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第62条から第64条まで、法第66条第2号に基づく農林水産大臣指示（令和2年11月27日付け農林水産省指令2水管第1626号）、「改正漁業法に基づく海面利用制度等の運用について（令和2年6月30日付け2水管第499号）」及び「海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号）」に定めるもののほか、この基準によるものとする。

第2 漁業権途中免許に係る基本的な考え方

本県漁業は、平成23年3月に発生した東日本大震災津波により、生産の基盤をなす漁船や養殖・定置網等の漁具・資材が壊滅的な被害を受けた。その後、漁業者等の要望に基づく漁船、養殖施設等の施設整備はほぼ完了したものの、漁業生産量は震災前の5～6割程度にとどまっている状況にある。

特に、近年の海洋環境の変化等によって、秋さけ等の主要魚種の極端な不漁が続いており、定置漁業では経営の悪化等の課題が生じている。

また、少子高齢化、人口減少等により漁業者数が減少しており、養殖業では漁場の利用率の低下が懸念される。

このように海洋環境及び漁場利用が変化している中で、県は平成31年3月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」において、地域の核となる経営体の育成や、水産業の持続的な発展に向けた取組を進めることとしている。特に、養殖業では、意欲ある漁業者による規模拡大及び漁場利用の効率化を円滑にするルールづくりの促進、定置漁業等の漁船漁業や採介藻漁業では、水産資源を持続的に利用するための資源管理及び造成の促進に取り組むこととしている。

また、令和4年3月には、県と水産関係団体が共同で「不漁に打ち勝つ！岩手県水産業リボン宣言」を行ったところであり、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用及び新たな漁業及び養殖業の導入により、本県水産業の再生を図ることとしている。

このような状況を踏まえ、水産資源の持続的な利用及び海面の総合的な利用を図るとともに、県の施策を進め、漁場利用の効率化、水産資源の回復並びに新たな漁業及び養殖業の導入等を図り、本県の漁業生産力の発展を目指すものとする。

第3 存続期間

免許の存続期間は、漁業調整のため、近隣の漁業権の存続期間終期と合わせる必要があることから、法第63条第1項第5号の規定に基づき短縮し、次のとおりとする。

第一種及び第三種区画漁業権	令和7年10月1日（予定）から令和10年8月31日まで
第二種区画漁業権	令和7年10月1日（予定）から令和15年8月31日まで

第4 海区漁場計画

I 海区漁場計画（変更）の作成

海区漁場計画は、次の各号及び第4のIIに掲げる要件を満たすものについて作成する。

1 区画漁業に係る海区漁場計画（変更）の要望があること。

- 2 原則として、関係者との調整が図られていること。
- 3 既存漁業権の生産に悪影響を及ぼさないこと。

II 区画漁業権

区画漁業については、以前から行使者、行使施設台数ともに減少傾向にあったが、東日本大震災津波の影響により何れも震災前のおよそ7割まで減少し、養殖生産量は震災前の水準を大きく下回った。さらに、震災後も漁業者の高齢化等により行使者数が減少し、震災前のおよそ5割まで減少している。

秋さけ等の主要魚種の極端な不漁が続いている中、比較的海況の変化を受けにくく、安定した生産が望めるさけ・ます養殖や、うに養殖など、漁業者が新たな養殖業の導入に取り組んでいる。

このため、漁場の持つ生産力を十分に活用できていない漁場については、意欲ある漁業者による規模拡大及び地域の枠を超えた漁場の有効活用を円滑にするルール作りや、新たな養殖対象種の導入等により、既存の養殖業の生産量を維持しながら養殖業の成長産業化を図ることで、漁場の有効活用を促進する。

1 第一種区画漁業

(1) 漁業の種類

ア 漁業の種類は、「わかめ養殖業」、「かき垂下式養殖業」、「さけ・ます小割式養殖業」のように魚種名や養殖方法を冠にして表示する。

イ 確実な操業が見込まれる漁業の種類に限り計画する。

(2) 漁業時期は、操業の実態に合わせて計画する。

(3) 漁場の区域は、類似漁業権と認められる区域を基本とし、資源管理・漁業経営安定対策による漁場改善計画で設定した適正養殖可能数量を遵守するなど適切な管理が見込まれる区域とする。

また、航路に面する漁場の区域は、できるだけ隣接漁場と一直線とし、対岸漁場とは平行となるように配置する。

(4) 漁場の生産力を十分に活用できていない漁場の有効活用を図るため、漁業調整上支障のない範囲で、新規着業、協業化、省力化、規模拡大、行使権者の地区要件緩和を促進するものとする。

(5) 漁業協同組合が漁場の管理や利用調整、技術普及を行うことが漁業生産力の発展に最も資すると認められる場合は、団体漁業権として区画漁業権を設定することで、漁場の有効活用を促進するものとする。

(6) 適切かつ有効に活用していない漁場については、過去の漁場利用の状況を勘案し、漁業者ごとの漁業生産力の維持発展や漁場に適した養殖対象種目の選定、漁場利用ルールの見直し等を促進することとし、改善が見込まれる場合に限り新規の漁業権として計画する。

(7) 魚類養殖は、養殖密度の制限等による水質保全の措置が講じられている場合に限り計画する。

(8) かき、ほたてがい及びほや養殖業は、密殖防止の措置が講じられている場合に限り計画する。

(9) 外部から種苗等搬入を必要とする養殖種にあつては、適正な防疫対策が講じられている場合に計画する。

(10) 活用漁業権と異なる漁場の位置及び区域、漁業の種類並びに漁業時期の漁場を設定する場合は、原則、新規の漁業権として計画する。ただし、活用漁業権と実質的に同じ方法で漁業を営むもので、活用漁業権とおおむね等しいと認められる場合は類似漁業権として計画する。

(11) 免許の条件は、概ね従前の例による。

なお、標識（昼間は標識物標、夜間は黄色標識灯）の設置は、次の基準による。

ただし、海上保安庁が設置した防波堤灯台のある漁港又は夜間における出入港船舶がある漁港において、その海域が出入港のための常用針路筋となっている場合は、所管海上保安部署と協議の上、夜間標識灯の設置についてその指示に従うこと。

ア 航路に面する漁場（隣接漁場を含めた全体の漁場をいう。以下同じ。）の角に1個

イ 航路に対し平行に面する漁場であって、アにより設置した標識灯の間隔が1,800メートル以上となる場合は、その中間に900メートルないし1,800メートルごとに1個

ウ 船舶交通が輻輳する水面に面する漁場であって、船舶の航行の安全を確保するため必要があると認められる箇所ごとに1個

2 第二種及び第三種区画漁業

第二種及び第三種区画漁業は、漁場が適切かつ有効に活用されることが見込まれる場合に限り計画する。